

# 仕様書

1. 業務名称 令和4年度武蔵小山駅周辺地域のまちづくり方策等の検討支援業務

2. 業務対象範囲  
別紙2のとおり

3. 業務の目的

武蔵小山駅周辺地域において、再開発による機能更新と商店街を含む既存市街地が複合する当地区の状況を踏まえ、今後のまちづくり誘導方策等について検討し、適切なまちづくりを支援することを目的とする。本検討対象地域のまちづくりビジョンに示された目指すべき将来像の実現に向け、まちづくり推進方策の検討を目的とする。

4. 業務の内容

(1) 賑わい創生地区におけるまちづくり検討

- イ. 賑わい創生地区におけるまちづくり誘導及び実現方策の検討
- ハ. 関係者協議にかかる各種資料作成

(2) 駅周辺地域の開発動向を踏まえた各種検討

- イ. 景観に関する指針の検討、とりまとめ
- ハ. まちづくり運営等に関する地元まちづくり活動の支援補助

5. 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月10日（金）まで

6. 成果品

- (1) 調査報告書（A4版） 製本2部
- (2) 調査報告書電子データ一式
- (3) その他、本調査で入手した資料一式

7. 提出先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 事業企画部 事業企画第1課

8. その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、当機構担当者と十分な協議を行い、その指示に従うものとする。受注者の業務の実施状況に問題が生じていると当機構が判断した場合には、当機構から説明を求めることができるものとし、当機構が適切でないと判断するときは、当機構から改

善を求めることができるものとする。

- (2) 成果品については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」（以下「グリーン購入法」という。）第 6 条第 2 項第 2 号に規定する「特定調達物品」を使用するものとする。なお、グリーン購入法に基づく基本方針（令和 4 年 2 月版）の「判断の基準」を満たすものとする。
- (3) 本仕様書に記載なき事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、機構担当者と協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 本業務において知り得た情報を第三者に漏らし、又は利用してはならない。特に個人情報については、別途「個人情報等の保護に関する特約条項」を締結することとし、その厳重な管理を行い、漏洩事項等のないようにしなければならない。
- (5) 機構が貸与した資料等は、機構担当者に無断で持ち出してはならない。
- (6) 関係権利者等第三者との打合せについては、相手方、内容等について機構担当者の確認を得ずに行ってはならない。
- (7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
  - i) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
  - ii) i) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合に、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
  - iii) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上

## 積算基準

## 1 適用範囲

この積算基準は、「令和4年度武蔵小山駅周辺地域のまちづくり方策等の検討支援業務」に適用する。

## 2 業務料の算定

業務料 = 業務価格 + 消費税相当額

業務価格 = 直接人件費 + 直接経費 + 諸経費

消費税相当額 = 業務価格 × 消費税の税率

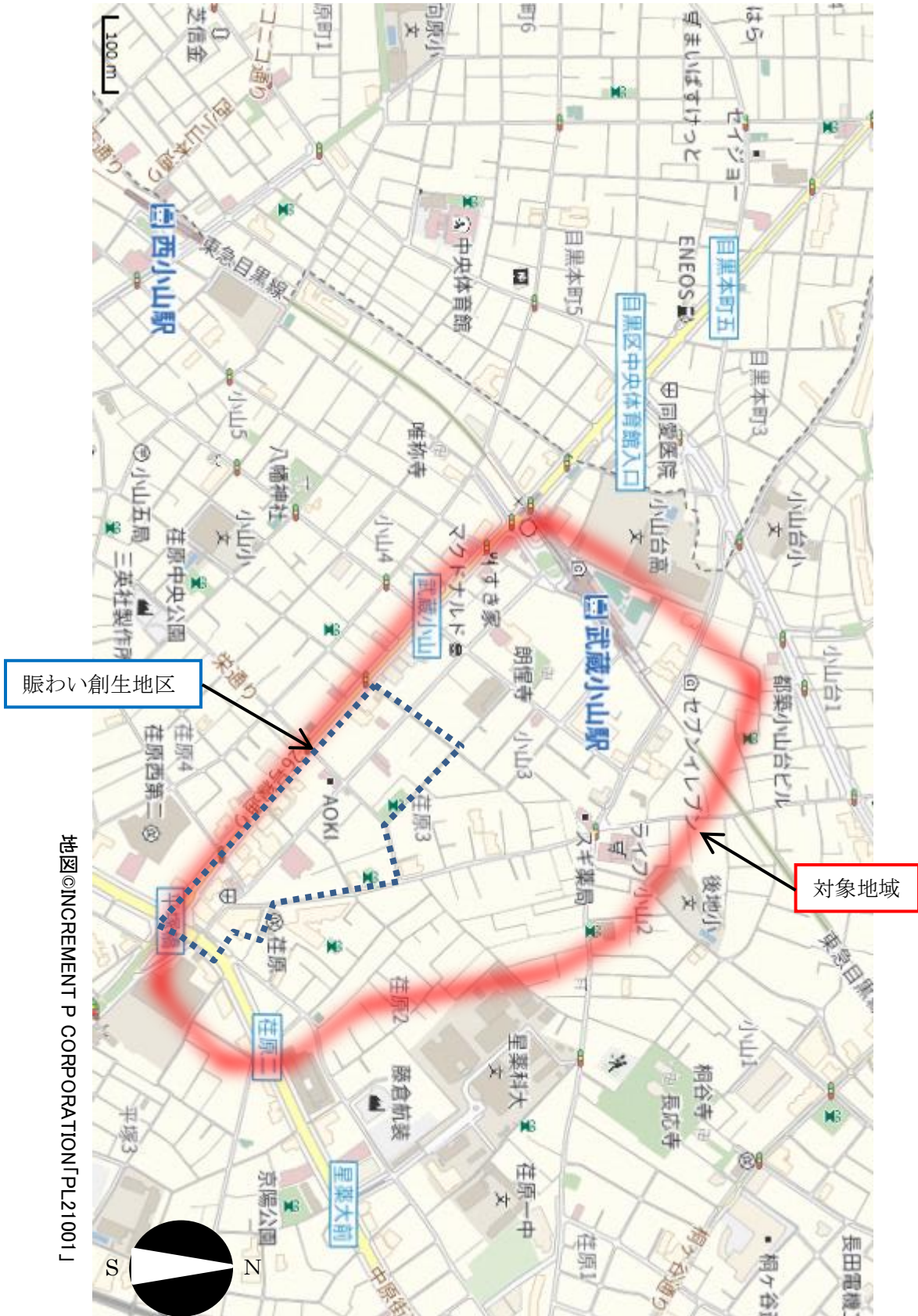
諸経費 = 直接人件費 × 110%

直接経費 = 仕様書記載の成果品作成に係る費用

## 3 業務内容ごとの業務量の目安（単位：人・日）

本業務に必要な業務量（人・日）については、下表を参考とする。なお業務量は全ての職階を合計したものである。

業務項目	業務量 (人・日)	備考
(1) 賑わい創生地区におけるまちづくり 検討	20.0 人・日	
(2) 駅周辺地域の開発動向を踏まえた各 種検討	14.0 人・日	
合 計	34.0 人・日	



地図©INCREMENT P CORPORATION[PL21001J]